

お知らせ

●雇用調整助成金（特例措置）及び小学校休業等対応助成金の延長について

雇用調整助成金（特例措置）及び小学校休業等対応助成金の給付期間が9月30日から12月31日まで延長されました。なお、助成率等の給付内容に変更はありません。

●最低賃金の改定について

令和2年10月以降、地域別最低賃金が改定されます。支払った賃金が最低賃金未満の場合には、その差額の支払い義務が生じます。また、罰則も定められていますのでご注意ください。なお、主な地域の最低賃金改定額は以下の通りです。

都道府県	東京	神奈川	埼玉	千葉	茨城	群馬
最低賃金額	1013円	1012円	928円	925円	851円	837円
発行年月日	—	02. 10. 01	02. 10. 01	02. 10. 01	02. 10. 01	02. 10. 03

※東京都に関しては、最低賃金額の変更はありません。

※上記以外の地域に関しては、厚生労働省のホームページをご覧ください。<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000662334.pdf>

最低賃金の引き上げに伴う時間給の変更は、標準報酬月額変更手続きの対象となる可能性がありますので、ご注意下さい。

～最低賃金以上かどうか確認する方法～

時間給制	時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
日給制	日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額） ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用されている場合 日給 \geq 最低賃金額（日額）
月給制	月給 \div 1ヶ月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額） *月給には、（固定）残業手当、休日手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含まれません。
出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合	出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間で割り、時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較
給与が上記の組み合わせで支払われる場合	基本給が日給制で、各種手当（職務手当等）が月給制等の場合は、それぞれの計算方法により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較

～最低賃金に関する留意点～

- ① 地域別最低賃金は、当該都道府県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。そのため、パート・アルバイト・外国人労働者など雇用形態や国籍を問わず適用されます。
- ② 地域別最低賃金が変わった場合、発行年月日から地域別最低賃金が適用されますので、ご注意ください。
例えば、群馬県の場合、令和2年10月3日が発行年月日であることから、10月3日より最低賃金（837円）が適用されますが、10月2日までは昨年度の最低賃金（835円）が適用されます。
- ③ 最低賃金制度は、企業単位ではなく事業場単位で適用されます。どの地域別最低賃金が適用されるかは労働者が勤務している都道府県により異なりますので、ご確認ください。

内容に関するお問い合わせは、
吉田宏司事務所（03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com）までご連絡ください。